

「指針」「計画」「委員会」「研修」「訓練」等の整理

	居宅介護支援	介護予防支援	定期巡回 随時対応型 訪問介護	地域密着型 通所介護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能 型居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型 特定施設入居者 生活介護	備考
指針・計画	ハラスメント防止				ハラスメント防止に向けた事業主の方針の明確化・相談窓口の設置 職員への周知				
	高齢者虐待防止				高齢者虐待防止のための指針の整備・見直し 職員への周知				
	身体的拘束等の適正化					身体的拘束等の廃止に向けた指針の整備・見直し 職員への周知			
	感染症対策				感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備・見直し 職員への周知				
	非常災害対策					非常災害対策に関する具体的な計画の策定・見直し 職員への周知			
	業務継続計画（感染症）				業務継続計画の策定・見直し 職員への周知				
	業務継続計画（災害）				業務継続計画の策定・見直し 職員への周知				
委員会	高齢者虐待防止				定期的に開催				<ul style="list-style-type: none"> <li>関連性のある委員会は、一体的に開催可能</li> <li>一体的に開催する場合は、各委員会で検討すべき事項を漏れなく行き、記録を残すこと</li> <li>委員会で話し合われた結果は職員への周知を行うこと</li> </ul>
	身体的拘束等の適正化					3月に1回以上			
	感染症対策				おおむね6月に1回以上 +必要に応じて随時				
	利用者の安全・質の確保・職員の負担軽減					定期的に開催 ※令和9年3月31日まで経過措置あり			
研修	認知症介護基礎研修				介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者が対象				<ul style="list-style-type: none"> <li>新入職員のうち要件に該当する者は、入職後1年内に受講すること。</li> </ul>
	高齢者虐待防止				年1回以上 (新規採用時) 必ず実施	年2回以上 (新規採用時) 必ず実施			
	身体的拘束等適正化					年2回以上 (新規採用時) 必ず実施			
	感染症対策				年1回以上 (新規採用時) 実施することが望ましい	年2回以上 (新規採用時) 実施することが望ましい			
	業務継続計画（感染症）				年1回以上 (新規採用時) 実施することが望ましい	年2回以上 (新規採用時) 実施することが望ましい			
	業務継続計画（災害）				年1回以上 (新規採用時) 実施することが望ましい	年2回以上 (新規採用時) 実施することが望ましい			
訓練	感染症対策				年1回以上		年2回以上		<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策の訓練と業務継続計画（感染症）の研修は一体的に実施可能。</li> <li>非常災害対策の訓練と業務継続計画（災害）の訓練は一体的に実施可能。</li> </ul>
	非常災害対策					定期的に実施			
	業務継続計画（感染症）				年1回以上		年2回以上		
	業務継続計画（災害）				年1回以上		年2回以上		